

IASB Update

2019年12月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及びIFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及びIFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は2019年12月11日（水）と12日（木）にロンドンのIFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [適用に関する事項](#)
- [会計方針と会計上の見積り（IAS 第8号の修正）](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [IFRS 第17号「保険契約」の修正](#)
- [概念フレームワークへの参照の更新（IFRS 第3号の修正）](#)
- [IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビュー](#)
- [IBOR 改革と財務報告への影響](#)
- [SMEs である子会社](#)
- [共通支配下の企業結合](#)

適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2019年12月11日に会合し、適用に関する事項について議論した。

不利な契約 — 契約履行のコスト（IAS 第37号の修正）（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の修正の発効日について議論した。審議会はデュー・プロセス（書面投票プロセスを開始する許可を含む）についても議論した。

IAS 第37号の修正は、契約が不利であるかどうかを評価する目的上の契約の「履行のコスト」は、契約に直接関連するコストで構成される旨を明確化している。

発効日

審議会は、企業はこの修正を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用を認めると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会は、この修正は再公開を要しないと合意した。

関連情報

今後のIASB 会議：

2020年1月27-31日

2020年2月24-28日

2020年3月16-20日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去のIASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去のIASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は
[こちら](#)

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

14名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、修正についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

この修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会は、この修正を2020年第2四半期に公表する予定である。

IFRS 基準の年次改善 2018–2020 (アジェンダ・ペーパー12B)

審議会は「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」の発効日について議論した。審議会はデュー・プロセス（書面投票プロセスを開始する許可を含む）についても議論した。

「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」は次のような修正を内容としている。

- a. 初度適用企業としての子会社 (IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」の修正)
- b. 金融負債の認識の中止に関する「10%」テストにおける手数料 (IFRS 第9号「金融商品」の修正)
- c. リース・インセンティブ (IFRS 第16号「リース」に付属する設例の修正)
- d. 公正価値測定における課税 (IAS 第41号「農業」の修正)

発効日

審議会は、企業はIFRS 第1号、IFRS 第9号及びIAS 第41号の修正を2022年1月1日以後開始する事業年度に適用すべきであり、早期適用を認めると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

デュー・プロセス

審議会はこの修正が次のようであると合意した。

- a. 年次改善プロセスに含めるための要件を満たしている。
- b. 再公開を要しない。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

14名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会は「IFRS 基準の年次改善 2018–2020」を2020年第2四半期に公表する予定である。

会計方針と会計上の見積り (IAS 第8号の修正) (アジェンダ・ペーパー26)

審議会は2019年12月11日に会合し、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正に関する経過措置及び発効日について議論した。審議会はデュー・プロセス（書面投票プロセスを開始する許可を含む）についても議論した。

経過措置及び発効日

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業がこの修正を適用する最初の事業年度の期首以後に生じる会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関し、この修正を適用することを企業に要求する。
- b. 公開草案の第 54F 項(b)の提案の最後の 2 つの文を含めない。
- c. この修正を 2022 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に適用することを企業に要求し、早期適用を認める。
- d. 企業がこの修正を早期適用した旨を開示するという要求を追加しない。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

デュー・プロセス

14 名の審議会メンバー全員が、審議会が適用されるデュー・プロセスに準拠してきており、かつ、IAS 第 8 号の修正についての書面投票プロセスを開始するための十分な協議と分析を実施したと納得していることを確認した。

IAS 第 8 号の修正の公表に反対する意向を示した審議会メンバーはいなかった。

今後のステップ

審議会は IAS 第 8 号の修正を 2020 年第 2 四半期に公表する予定である。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2019 年 12 月 11 日に会合し、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の明確化の可能性について議論した。企業自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性のある金融商品を分類する際の実務における課題に対処することに役立つものである。特に、審議会は、自己の資本に係るデリバティブの分類に関する基礎となる原則の明確化の可能性を検討した。

今後のステップ

審議会はこのトピックについて、実務における一般的な課題の考え得る明確化の適用を含めて、さらに議論する。

IFRS 第 17 号の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2019 年 12 月 11 日に会合し、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対する下記に関するフィードバックについて議論した。

- a. 審議会が実質的な再審議をせずに最終確定すべき修正案
- b. 保険獲得キャッシュ・フロー
- c. 保有している再保険契約 — 損失の回収

最終確定すべき修正案（アジェンダ・ペーパー2A）

審議会は、公開草案で提案した IFRS 第 17 号「保険契約」の下記の修正を最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 融資についての範囲除外
- b. 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン — 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位

- c. 財政状態計算書における表示 — グループ・レベルではなくポートフォリオ・レベル
- d. リスク軽減オプションの適用可能性 — 保有している再保険契約
- e. 企業結合についての経過的な救済措置
- f. リスク軽減オプションについての経過的な救済措置 — 移行日からの適用及び公正価値アプローチを適用する選択肢

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを、規則的かつ合理的な方法を適用して下記に配分することを企業に要求する IFRS 第 17 号の修正案を最終確定する。
 - i. 当該グループ
 - ii. 当該グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループ
- b. 次のことを明確化する。
 - i. 保険契約グループに配分した金額は、当該グループを認識した後は改訂できない。
 - ii. まだ認識していない保険契約グループに配分した金額は、各報告日に改訂し、配分方法に対するインプットを決定する仮定の変更を反映するようにすべきである。
- c. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の会計処理単位は、当該キャッシュ・フローが配分された保険契約グループである旨を確認する。
- d. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、事実又は状況により当該資産が減損している可能性があることが示されている場合には企業がその回収可能性を評価するという要求事項案を最終確定する。
- e. 企業が下記を開示するという要求事項案を最終確定する。
 - i. 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表（減損損失の認識及び減損損失の戻入れを区分して示す）
 - ii. 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止を行い当該キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含めると予想している時期に関する定量的情報（適切な期間帯で）
- f. 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産に関連する保険契約の帳簿価額の中で表示するという IFRS 第 17 号の要求を、変更せずに維持する。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

保有している再保険契約 — 損失の回収（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号の修正案の範囲を拡張して、企業が基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時又は当該グループへの不利な契約の追加時に損失を認識する場合に、保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として収益を認識することを企業に要求する。
- b. 修正案の範囲の拡張の結果として、収益の計算の提案を修正し、保有している再保険契約から回収される損失の金額を下記の積によって算定することを企業に要求する。
 - i. 基礎となる保険契約について認識する損失

- ii. 基礎となる保険契約に係る保険金のうち保有している再保険契約から回収すると企業が見込んでいる比率
- c. 上記(a)の IFRS 第 17 号の修正は、保有している再保険契約が、基礎となる保険契約について損失が認識される前又はそれと同時に認識される場合にのみ適用される旨を確認する。

審議会は次のことも暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 17 号「保険契約」に関する結論の根拠の BC304 項に対する脚注の提案を削除する。
- b. IFRS 第 17 号の最終的な修正において、IFRS 第 17 号の第 66 項(c)(ii)（基礎となる保険契約グループが不利となった場合の保有している再保険契約の事後測定について）は、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチを適用して測定される場合にも適用される。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は公開草案「IFRS 第 17 号の修正」に対するフィードバックに対応する議論の残りのトピックを再審議する。

「概念フレームワーク」への参照の更新（IFRS 第 3 号の修正）（アジェンダ・ペーパー10）

審議会は 2019 年 12 月 11 日に会合し、審議会が IFRS 第 3 号「企業結合」の修正を提案した公開草案「『概念フレームワーク』への参照」に対するフィードバックについて議論した。

審議会は、公開草案に示した下記の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. IFRS 第 3 号に認識原則の例外を追加する。ただし、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」及び IFRIC 第 21 号「賦課金」の範囲に含まれる負債及び偶発負債についてのみとする。審議会は、IFRIC 第 23 号「法人所得税の税務処理に関する不確実性」の範囲に含まれる当期税金資産及び当期税金負債についての例外は追加しないことを暫定的に決定した。
- b. 引当金、偶発負債及び偶発資産に関する認識の要求事項のすべてを、「認識原則の例外」という見出しのセクションの中に置く。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、IFRS 第 3 号に付属する結論の根拠から BC125 項を削除することも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会はこの修正に関する経過措置及び発効日について議論し、本プロジェクトについてデュー・プロセスの要求事項を遵守してきたかどうかを検討する。

IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は 2019 年 12 月 11 日に会合し、情報要請のドラフトの開発にあたり実施された手順をレビューした。この情報要請の公表により IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビューの第 1 フェーズが完了することとなる。

情報要請のドラフトの開発及び公表の許可（アジェンダ・ペーパー30A）

審議会は、情報要請のドラフトが審議会の議論と SME 適用グループからのインプットの両方を反映するように開発されたとの説明を受けた。

審議会は、情報要請のドラフトの開発にあたり実施された手順に満足したこと及び適用されるデュー・プロセスの要求事項を遵守してきたことを確認した。審議会は次のことを行った。

- a. 情報要請について 180 日のコメント期間を設けることを決定した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 情報要請を一般のコメントを求めるために公表するようスタッフに指示した。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は情報要請を 2020 年 1 月に公表する。

IBOR 改革と財務報告への影響 — フェーズ 2 (アジェンダ・ペーパー14)

審議会は 2019 年 12 月 11 日に会合し、金利指標改革 (IBOR 改革) により生じる可能性のあるヘッジ会計の論点について議論した。アジェンダ・ペーパー14 は、これまでの審議会の暫定的な決定の要約を情報目的のみで提供した。

ヘッジ会計 (アジェンダ・ペーパー14A)

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 下記のことが行われた後にヘッジ関係を中止すべきかどうかを決定する IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の要求事項を維持する。
 - i. ヘッジ対象又はヘッジ手段の認識の中止を生じさせる大幅な条件変更
 - ii. 認識の中止を生じさせず、IBOR 改革の直接の結果として要求されるものでないか又は経済的に同等のベースで行われない条件変更
- b. IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正して、IBOR 改革の直接の結果として要求され経済的に同等のベースで行われる条件変更を反映するために必要なヘッジ文書化の次のような変更が、ヘッジ会計の中止を生じさせないように、現在の要求事項からの例外を設ける。
 - i. ヘッジされるリスクを、代替的な指標金利を参照するように再定義する。
 - ii. ヘッジ手段又はヘッジ対象の記述を、代替的な指標金利を参照するように再定義する。
- c. IAS 第 39 号を修正して、IBOR 改革により、ヘッジ関係の開始時にヘッジ文書化において定義されたのと同じ方法を使用し続けることが実務上不可能である場合に、ヘッジ有効性の評価に用いる方法の変更がヘッジ会計の中止を生じさせないように、現在の要求事項からの例外を設ける。

審議会は、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジについてのヘッジ文書化においてヘッジされるリスクを上記(b)(i)で述べたように変更する企業に対し、金融資産又は金融負債のポートフォリオに含まれるすべての項目が、ヘッジされているリスクを共有していると仮定することを要求するように IAS 第 39 号を修正することも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

上記(b)及び(c)に述べたヘッジ文書化の変更について、企業は、IFRS 基準の要求事項を引き続き適用して、ヘッジ手段及びヘッジ対象を測定し、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号で要求されている結果的な評価修正により生じる可能性のあるヘッジ非有効部分を認識することを要求される。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

項目グループのヘッジに関して、審議会は、指定されたグループの中の項目が、IBOR 改革の直接の結果として要求され経済的に同等のベースで行われる条件変更について修正される場合に、企業に対し次のことを認めるように IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号を修正することを暫定的に決定した。

- a. ヘッジ対象を指定された項目グループの中の2つのサブグループ（一方は当初の金利指標を参照し、他方は代替的な指標金利を参照する）によって定義するようにヘッジ文書化を修正する。
- b. ヘッジ関係において指定された項目の各サブグループについて比例テストを実施する。
- c. ヘッジ指定を単一のヘッジ関係として扱い、仮想デリバティブを項目サブグループの組合せを反映するように修正する。
- d. IBOR と代替的な指標金利を、類似したリスク特性を共有しているかのように扱う（ただし、IAS 第39号に基づいて指定された項目グループに関してのみ）。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は次のことについて議論する。

- a. 本プロジェクトのフェーズ1で設けた例外の適用を期限満了とする時期
- b. IBOR改革が他のIFRS基準に与える影響
- c. 開示
- d. 修正案の経過措置及び発効日

SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は2019年12月12日に会合し、オーストラリア会計基準審議会（AASB）のクリス・ピーチ議長から、AASBが提案している簡素化した開示基準についてのプレゼンテーションを受けた。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、SMEs である子会社についてのプロジェクトを基準設定プログラムに移すことを望むかどうかを質問される。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23 及び 23A）

審議会は2019年12月12日に会合し、共通支配下の企業結合における受入企業が、IFRS第3号「企業結合」に示された取得法に基づく現在の価値によるアプローチをどのように適用すべきかについて議論した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 受入企業に対し、取得した識別可能な純資産の公正価値が移転された対価の公正価値を超える場合の超過額を、受入企業の資本の増加（抛出）として認識することを要求し、割安購入益として純損益計算書に認識することはしない。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- b. 受入企業に対し、分配の識別、測定及び認識を要求しない。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、今後の会議で、移転された対価の公正価値が取得した持分の公正価値を上回るかどうかを利用者が評価することに役立てるために、取引価格に関するどのような情報を受入企業が財務諸表注記において提供すべきかについて議論する。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、簿価引継アプローチをどのように適用すべきか及び財務諸表注記においてどのような情報を提供すべきかについて議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675